

開催日時 令和3年8月2日（月）午前9時30分～10時36分
 出席者 立入善治副委員長、森 淳委員、松原栄樹委員、桑原田美知子委員、
 小林義典委員、植中都議長
 奥村幹郎委員長は欠席（新型コロナウイルスの濃厚接触者となったため）
 説明員 生田市長、西岡教育部長、氏丸生涯学習課長、堤生涯学習課課長補佐、
 山元農林振興課長

○ 所管事務調査： ウツクシマツについて

副委員長より、本日の調査の目的について、湖南市が令和3年3月に策定した国指定天然記念物「平松のウツクシマツ自生地保全活用計画」について、文化庁に認定を求めて提出、文化財保護法第129条の4「現状変更等に係る手続きの弾力化の特例」を適用し、事後の届出とすることが可能となることを求めたものです。7月中には国からの回答がある予定との事から、その報告を受け、事後対策を議論するために閉会中の委員会を開催する旨の説明がありました。

まず、執行部より、国指定天然記念物「平松のウツクシマツ自生地保全活用計画」について、計画策定までの経過、計画の概要、文化財保護へ文化庁の認定を受けることの効果、認定に向けての取り組みが報告されました。

しかし、「平松のウツクシマツ自生地保全活用計画」については、令和3年1月20日の同委員会で、この議題については取り上げ、議論を重ねてきたところです。その時に委員の意見や疑問について、どのように改善されたのか、報告は一切ありませんでした。その後の変更についても、具体的に報告されませんでした。令和2年12月15日の同委員会での執行部報告を簡略化したものとなりました。

主な質疑

質疑 計画の中で保全に関する予算が毎年変わらないのはなぜか。

答弁 例えば樹幹注入については効果があると思っているが、新たな変化への対処については、補助金を申請をすることになります。基本的な部分以外で金額の変動はあります。

質疑 認定されるためには、もっと盛り上がりが見たい、条例を制定するなどの考えは。

答弁 地元の盛り上がりとかいうのはもうすでにこの計画書の中に盛り込んであるので、条例というのは問題ないです。

質疑 ウツクシマツの保全のために、事務的な話だけでなく、関係機関の一本化を進めるべき。

答弁 認定については現状変更の許認可の問題ですが、この事業の進行の管理につきましては、保全活用協議会の中で、意見をいただいて事業を進めていきます。今、この協議会のトップになっていただく委員の方の選考中です。

今年は、自生地に対する保全事業は防除事業として地上散布に変え実施。下草刈りは1回目を7月に終了。8月、9月の間で2回目を実施する。秋になりましたら、また落ち葉掻きも実施していきます。

自生地の遺伝子研究ということで、これは大阪産業大学の先生の方に依頼、こういった形で遺伝的に発生するのかということ进行分析していきます。これは今年度限りの事業です。

若木の生育実験については、昨年自生地周辺で30本あまりの若木を補植しました。今年度も補植していきたいと考えております。適正な時期が冬場ということなので、その時期に目がけて、30本程度の若木は補植していきたいというふうに考えております。

それ以外に、モニタリング調査を実施し、今の状況がどうなっているのか確認します。当然協議会の事務局は我々がやらせていただきますし、その中には、地元の区、あるいはまちづくり協議会、専門家、県や国の参画をしていただき、保全事業等の適正化、あるいはその工夫、もしくはアイディア等を協議しながら進めていきます。

質疑 緩衝地帯の対応についての整備について地権者の協力は求められるのか。

答弁 地権者は4者、4名おられます。一応、口頭では協力体制にあつて、協働していただけるというふうに伺っています。雑木の部分を切り倒し、見晴らしのいい状態にしたいと考えています。もう一つは、その場所を育苗の畑にしていくことを、素案としては考えています。

市長 6回、7回と計画策定委員会をやってきた。その中には県も国も担当がおられた。本来、完了しているはず。ところが、「平松のウツクシマツ自生地保全活用計画」冊子は印刷され、300部作られた。ところが、冊子が作られていながら、国の文化庁による手直しが山ほどあり、作られた冊子はまったく無駄となっている。議会にも配られていない。なぜこんなことになったのか。11月6日の計画策定委員会に私も出席しましたが、ウツクシマツが現実に3分の1以下に減った責任は誰にあるのか、責任関係が明確化されていない。もう一つは、これまでの樹幹注入が間違っていなかったのか、根拠を持って明らかにされていない。こうした問題を解決しないで、完成された冊子を作ったことは遺憾である。

質疑 指摘があるように、去年の12月の委員会では、計画はもらっているが、今の市長の説明では成果物が上がっていると。議会に配布されて当然だと思うが、私は見ていない。担当としてどうされるのか。

答弁 委員の皆さんにはまだ、この活用計画の冊子自体は配布できておりません、市民に対しては、最終認定をもらった段階で、またホームページ等で公表しようというふうに考えております。

質疑 議会のほうから本来指摘すべき話だが、市長のほうから指摘があつた。成果物として、300部ですか、印刷されたものに相当修正が加わるわけですね。修正等が終わってから印刷するのが当然だと思うが、なぜ、こんなことになるのかその経緯についてはっきりしてほしい。

答弁 この文化財の補助金をもらう中で令和2年度の事業で印刷物の作成を入れておりました、その事業について執行しました。後日出すと市単独で出すというふうなことになりますので、その中で終わりました。その修正の部分につきましては、概要版ならびに訂正版で配付しようというふうに考えておりました。

この活用計画につきまして最終段階の中で委員会においても、内容に修正が入ってくることは事前にはお伝えして、了解もいただいておりますが、その報告が、議員の皆さんにできていなかったということについては反省しております。

意見 修正が発生するのは織り込み済みで、印刷したという答弁か。あまり費用がかかることではないが、タダで印刷できるわけではない。幾らかの補助金あつたとしても、市民の税金で印刷しているわけだろう。人の金と思って簡単に使っているのか。修正が織り込み済みで、印刷するという、そんな馬鹿なことを聞いたことがない。

以上が主な質疑です。